

## 広島県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年二月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

### 一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町都志見字向井原山一〇二二〇の一、一〇二二二、一〇二二八の一、一〇二三〇、一〇二三一、一〇二三三、一〇二三四の一、一〇二三五の一、一〇二三六、一〇二三九、一〇二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字田野原一〇三二三の一

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）